（公告の方法）

第百四十七条の十六の三十五　法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第二項の規定による公告は、官報によるものとする。

（認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会に報告しなければならない情報）

第百四十七条の十六の三十六　法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十四第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

一　法第九十五条の五の二第一項の登録を受けないで農林中央金庫電子決済等代行業を営んでいる者（法第九十五条の五の九第二項の規定による届出をした電子決済等代行業者である者を除く。）を知ったときは、当該者の氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、商号又は名称、営業所又は事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）その他の当該者に関する情報並びに当該者が営む農林中央金庫電子決済等代行業の業務に関する情報

二　法第九十五条の五の二第二項各号に掲げる行為（第百四十七条の十六の三に規定する行為を除く。）を行う前に、農林中央金庫との間で、法第九十五条の五の三第一項に規定する契約を締結せずに農林中央金庫電子決済等代行業を営んでいる農林中央金庫電子決済等代行業者を知ったときは、その者に関する前号に掲げる情報

三　その他利用者の利益を保護するために認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会が必要と認める情報

（認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会への情報提供）

第百四十七条の十六の三十七　法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十九の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一　法の解釈に関する情報

二　法に基づく報告若しくは資料の提出の命令又は質問若しくは立入検査の結果及びその内容に関する情報

三　法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分の内容に関する情報

四　農林中央金庫電子決済等代行業者の業務又は農林中央金庫電子決済等代行業に関する利用者からの苦情の内容及び処理内容に関する情報

五　農林中央金庫電子決済等代行業者の業務及び農林中央金庫電子決済等代行業に関する統計情報並びにその基礎となる情報

六　その他認定業務を適正に行うために農林水産大臣及び金融庁長官が必要と認める情報

（農林中央金庫電子決済等代行業者の届出等）

第百四十七条の十六の三十八　法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十三条第五項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第三号に掲げる場合にあっては、銀行等でない農林中央金庫電子決済等代行業者が法第九十五条の五の二第二項第一号に掲げる行為（第百四十七条の十六の三に規定する行為を除く。）を行っているときに限る。

一　定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二　法第九十五条の五の三第一項に規定する契約の内容を変更した場合

三　第百四十七条の十六の十八第一項第四号に掲げる事項を変更した場合

2　農林中央金庫電子決済等代行業者は、法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十三条第五項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］